九州・アジア経営塾（KAIL）碧樹会規約

制定日 2007年05月26日
改定日 2022年07月23日

九州・アジア経営塾（KAIL）碧樹会規約

（名称）
第1条 本会は，九州・アジア経営塾（以下「KAIL 」という。）碧樹会と称する。

（目的）
第2条 本会は，会員相互およびKAIL 関係者との親睦を図るとともに，KAIL 卒塾生が，次の行動を実践することにより，KAIL での経験価値をさらに高めることを目的とする。

（1）KAIL での経験を糧とし，自らが目指すリーダー像を体現すべき自助的な努力を続けること。
（2）卒塾生同士，KAIL 及びKAIL を取り巻くコミュニティ間での交流を通じ，さらなる自己成長の糧を得ること。

（事務所）
第3条 本会の事務所は，KAIL 事務局内（福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館内）に置く。

（活動）
第4条 本会は，第2 条の目的を達成するために必要な活動を行う。

（会員）
第5条 本会の会員は，次に掲げる者とする。
（1）各期の碧樹館プログラムを修了した者
（2）KAIL 事務局に勤務した者で，本人が入会を希望する者

（会費）
第6条 本会の会費は，入会時に一人1 万円を徴収するものとする。
2 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。この場合，幹事会において決議し，会長が請求する。

（幹事）
第7条 本会に，各期4 名の幹事を置き，各期幹事の中から代表幹事1 名を選出する。
2 幹事は，各期会員の中から互選し，第4 条の活動に関する企画及び運営を行う。
3 代表幹事は，各期の幹事の中から互選し，各期を代表する会務を行う。
4 幹事の交代は，原則各期2 名以内とし，交代する幹事は，後任を指名するものとする。

（当番期）
第8条 本会はその運営を円滑にするため，当番期制度を採用する。
2 KAIL 卒塾後、2 年目の会員を当番期、1 年目の会員を副当番期として、本会の主要な行事の運営を担い活動するものとする。

（役員，アドバイザー）
第9条 本会に，役員として幹事の中から会長及び幹事長を各1 名、副会長及び副幹事長を各2 名、監査役を複数名選出する。また，必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
2 会長は，幹事会において幹事の中から互選し，会務を統括するとともに，総会の議長を務める。
3 副会長は，幹事の中から会長が任命し，会長を補佐するとともに，必要な場合に会長の職務を代行する。
4 幹事長は、幹事の中から会長が任命し，幹事会を企画・運営する。
5 副幹事長は，幹事の中から会長が任命し，幹事長を補佐するとともに，必要な場合に幹事長の職務を代行する。
6 監査役は，幹事の中から会長が任命し，会計事務など本会全般の監査を行う。
7 アドバイザーは，KAIL 関係者の中から会長が選出・依頼し，本人の承諾を得ることと

7　アドバイザーは，KAIL 関係者の中から会長が選出・依頼し，本人の承諾を得ることとする。なお，アドバイザーは，本会全般の運営に関して，助言を行う。
8　役員の任期は，原則として，選出された年の総会の終了時から2 年後の総会までとし，再任を妨げない。

（会議）
第10条　本会の会議は，総会及び幹事会とする。

（総会）
第11条　総会は，会員をもって構成する。
2　総会は，次の事項を決議する。
(1) 活動方針及び予算
(2) 活動報告及び決算・監査報告
(3) 規約の改正
(4) その他幹事会が認める重要な事項
3　総会は，原則として，年1 回開催する。
4　総会は，当番期が中心となって企画・運営する。

（幹事会）
第12条　幹事会は，幹事をもって構成する。
2　幹事会は，次の事項を決議する。
(1) 総会に付すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他本会の業務の執行に関する事項
3　幹事会は，原則として，2 か月に1 回，奇数月に開催する。

（専門部会）
第13条　本会は，第4 条の活動を円滑に実施するため，専門部会を設置する。なお，専門部会の設置は幹事会にて決議する。
2　部会員は，幹事及び会員有志で構成する。
3　各専門部会に，部長及び副部長を各1 名置く。なお，原則として，部長は，当番期の会員の中から，副部長は，副当番期の会員の中から立候補により選出するが，立候補なき場合は会長が指名する。
4　専門部会の部長は，各部会の会務を行い，その結果について幹事会へ報告する。
5　専門部会の副部長は，部長を補佐するとともに，必要な場合に部長の職務を代行する。

（会計）
第14条　本会の経費は，会員からの会費，寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
2　会計業務は，総務・企画部会で管理・運営を行い，監査役において監査を行うものとする。
3　会計年度は，毎年7 月1 日から翌6 月30 日とする。

（慶弔関係）
第15条　会員本人死亡の場合、会長名で弔電を送る。
2　碧樹会と特別な関係がある者が死亡した場合で、会長が必要と認めたものについては、弔電や供花を贈ることができる。
3　本会会員へ訃報を周知することができる。

（KAIL 事務局）
第16条　KAIL 事務局は，会員名簿の管理および更新，クラスメールによる各種情報発信，総会又は各期会のゲストスピーカーの招聘など，本会の活動を支援する。